

令和5年5月2日

保護者 殿

台東区教育委員会

5類感染症への移行後の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等の改定に伴い、本区における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、下記のとおり通知いたします。

なお、国や都の動向等によって内容に変更が生じた場合は、その都度情報提供を行います。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

- ・幼児・児童・生徒及び教職員に対しては、マスクの着用を求めないことを基本といたします。マスクの着脱は個人の自由であるため、強制いたしません。
※マスクの着脱を推奨することもあります。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないよう人権教育を推進いたします。保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

2 感染症対策について

- ・「換気」、「手洗いなどの手指衛生」、「咳エチケット」等の基本的な感染対策を継続いたします。
- ・引き続き、御家庭でのお子様の健康把握をお願いいたします。

3 出席停止等の取扱いについて

- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号）が5月8日から施行されることに伴い、出席停止等の取扱いを以下のとおりといたします。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等の出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準といたします。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用にご協力をお願いいたします（小・中学校のみ）。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校園しようないよう御協力をお願いいたします。
- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった幼児・児童・生徒について、合理的な理由（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて他に手段がない場合、医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医が登校すべきでない判断した場合等）があると校園長が判断した場合には、従来どおり、「校園長が出席しなくてもよいと認めた日」として、出席停止の場合と同様に「出席停止・忌引等の日数」として取り扱います。
- ・合理的な理由で登校できない場合は、オンライン学習等での「学びの保障」を行います（小・中学校のみ）。

【担当】

〔区に対応について〕	庶務課庶務係	03 (5246) 1402
〔感染症対応について〕	学務課保健給食係	03 (5246) 1413
〔教育活動について〕	指導課指導主事室	03 (5246) 1453